平成１９年（排）第３９号

排　除　命　令　書

神戸市東灘区向洋町西五丁目９番
株式会社トーホー
同代表者　代表取締役　上　野　裕　一

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社トーホーは，同社が営む「Ａ－プライス」と称するすべての店舗で一般消費者に販売した馬肉商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年４月ころから平成１９年７月ころまでの間当該商品を包装したものに貼付したラベル，「Ａ－プライス」と称する各店舗内の商品棚に掲示したポップ，新聞折り込みチラシ及び同社が運営する「Ａ－プライス会員」と称する会員組織の会員に送付したダイレクトメールにおいてそれぞれ行った，当該商品の馬肉は，馬脂を注入する加工を行ったものであるにもかかわらず，あたかも，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になったものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社トーホーは，今後，前項記載の馬肉商品又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　株式会社トーホーは，今後，第１項記載の馬肉商品又はこれと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該馬肉商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社トーホーは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社トーホー（以下「トーホー」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の小売業を営む事業者であり，平成１９年８月３１日現在，関東以西の区域に「Ａ－プライス」と称する小売店（以下「Ａ－プライス」という。）９３店舗を運営している。

2 (1)　トーホーは，平成１８年４月ころから平成１９年７月ころまでの間，東京都台東区に所在する株式会社ファンシーの取引先である食品卸売業者を通じて仕入れた馬肉を袋詰めした商品（以下「馬肉商品」という。）をＡ－プライスにおいて一般消費者に販売していた。

(2)　トーホーは，馬肉商品を包装したものに貼付したラベルの記載内容を自ら決定するとともに，Ａ－プライス各店舗内の商品棚に掲示したポップ，新聞折り込みチラシ及び同社が運営する「Ａ－プライス会員」と称する会員組織の会員に送付したダイレクトメールにおいて，馬肉商品の広告を行っていた。

3　馬肉のうち，一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉は「霜降り馬肉」又は「とろ馬肉」といわれており，肉質が柔らかく良質なものとして一般消費者に好まれる状況にある。

4　トーホーは，馬肉商品について

(1)　平成１８年４月ころから平成１９年６月ころまでの間，馬肉商品を包装したものに貼付したラベル（内容の一例：別添写し１）において，「馬刺特選霜降（中国産）」と

(2)　平成１８年４月ころから平成１９年６月ころまでの間，Ａ－プライス各店舗内の商品棚に掲示したポップ（内容の一例：別添写し２）において，「霜降馬刺」と

(3)　平成１８年４月ころから平成１９年７月ころまでの間，Ａ－プライス各店舗

周辺地域に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み当該新聞の購読者である一般消費者に配布したチラシ（例えば，平成１９年３月１５日に朝日新聞及び読売新聞に折り込んだチラシは別添写し３）において，「特選霜降馬刺し」と

(4)　平成１８年４月ころから平成１９年７月ころまでの間，同社が運営する「Ａ－プライス会員」と称する会員組織の会員に送付したダイレクトメール（例えば，平成１９年５月２０日ころにＡ－プライス下関店周辺地域在住のＡ－プライス会員に郵送したダイレクトメールは別添写し４）において，「特選霜降馬刺」と

それぞれ記載することにより，あたかも，馬肉商品は，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉であるかのように示す表示をしているが，実際には，馬肉に馬脂を注入する加工を行ったものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，トーホーは，馬肉商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年１２月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水